

《学会賞（大学院生研究奨励部門）顕彰細則》

（目的）

第1条 この細則は、学会賞（大学院生研究奨励部門）に関し必要な事項を定め、適正な選定及び選考を行うことを目的とする。

（選定対象）

第2条 学会賞（大学院生研究奨励部門）は、秋期研究大会「論文発表の部」に投稿され採択された論文で、大学院生による論文を選定の対象とする。ただし、秋期研究大会「論文発表の部」において大学院生の投稿論文が採択されなかった場合、またはごく少数しか採択されなかった場合は、査読時に「採択」または「条件付き採択」判定が一つ以上あり「口頭発表の部」に採択された大学院生による論文を選定の対象とする。

なお、現職教員として大学院に在籍している者（14条特例適用者等）による論文も選定の対象とするが、指導教員との共著論文など、他の研究者との共同研究は選定の対象外とする。

（選定基準）

第3条 選定対象論文の中から、独創的・先進的な研究によって、今後の数学教育学の科学的・理論的教育の契機・基礎になりうるものを選定する。

（選定委員会）

第4条 学会賞（大学院生研究奨励部門）選定委員会の構成は、別に定める学会各賞選考委員及び選定委員規定による。

（選定方法）

第5条 学会賞（大学院生研究奨励部門）選定委員会は、選定対象論文について審議を行い、表彰候補者を決定し、決定した表彰候補者名簿は論究部の承認を得る。

（選考方法）

第6条 学会賞（大学院生研究奨励部門）選定委員会は、学会各賞選考委員会に候補者名簿を提出し、候補者を選考し、理事会において「受賞候補者」の承認を得る。

2 学会各賞選考委員会は、理事会で受賞者が承認されたことを社員総会に報告する。

（表彰行事）

第7条 秋期研究大会において受賞者を紹介し、代表理事より賞状と副賞を授与する。

2 表彰年度の大会特集号ならびに学会誌等に表彰者氏名等を掲載する。

（細則変更）

第8条 この細則を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

付 則

平成26年4月1日制定

平成26年4月14日の理事会で承認

平成26年4月15日より施行

平成28年10月30日の理事会で承認

平成28年10月31日より施行